

新見市におけるMCS (メディカルケアステーション) 運用方針解説

新見市メディカルケアステーション（MCS）運用方針
新見地域医療ネットワーク（令和8年7月1日作成）

1. 新見市におけるメディカルケアステーション（MCS（以下、MCSとする））は在宅医療・介護を推進する「連携ツールのひとつ」であることを共通認識とする。
2. 新見市におけるMCSの活用方法は以下のとおりとする。
 - （1）多職種が在宅医療等に関する情報共有や相談し合える緩やかなネットワーク作り
 - （2）被支援者（患者）情報について支援関係者（連携メンバー）での共有
 - （3）新見市や医師会、医療機関等から在宅医療等に関する動向や研修等の情報提供・情報共有
3. 利用にあたって必要な事項は以下の通りとする。
 - （1）厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規程」、「本運用方針」や関係法令等を遵守する。
 - （2）新見市地域包括支援センターにメディカルケアステーション利用申告書（別紙1）を提出し、「新見市全ユーザーグループ」に参加する。
4. 被支援者（患者）情報をMCSで共有する場合、支援者は必ず被支援者本人（必要に応じて家族等）の「同意」を得る。同意を得る方法は以下の方法によるが、以下参照資料を確認の上、同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面で適切な方法で同意を得る。
 - （1）文書
 - （2）口頭、電話による方法など（この場合、同意を得た旨（いつ、だれが、誰に対して同意をとったか、など）を記録する）
 - （3）同意を得た者は、その旨をMCS上で支援関係者へ共有する
5. 被支援者の支援が終了し、共有すべき事項がなくなった場合、被支援者（患者）グループ管理者が速やかにグループを削除する。また、グループ参加者は退職や人事異動等によりグループに関係がなくなった場合、速やかにグループから退出する。グループ管理者はグループの管理を定期的 to 実施し、関係がなくなった参加者が残っている場合、退出させる。
6. メールアドレスや氏名の変更があった場合や退会するときは、メディカルケアステーション申告書を提出する。

7. 新見市全ユーザーグループにおいては、個別支援方針に関する情報共有は原則として行わない。
8. MCSは、24時間365日支援関係者を拘束したり、即時対応を求めるものではない。
9. 急変時や緊急連絡には、原則として電話等で直接連絡することとし、MCSは使用しない。
10. 職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解し、被支援者（患者）の支援を行う。
11. 不明な点があれば厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規程」、「本運用方針」等を確認するとともに、必要に応じて新見市地域包括支援センター及び新見市在宅医療・介護連携支援センターまなさくの相談窓口を確認を行う。

**特に留意すべき新見市でのMCS
運用ルールとしてIIの項目を作成**



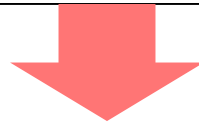
新見市メディカルケアステーション運用方針解説

1. 新見市におけるメディカルケアステーション（MCS（以下、MCSとする））は在宅医療・介護・福祉を推進する「連携ツールのひとつ」であることを共通認識とする。



連携促進のための、積極的な参加をお願いします。

2. 新見市におけるMCSの活用方法は以下のとおりとする。
 - (1) 多職種が在宅医療等に関する情報共有や相談し合える緩やかなネットワーク作り
 - (2) 被支援者（患者）情報について支援関係者（連携メンバー）での共有
 - (3) 新見市や医師会、医療機関等から在宅医療等に関する動向や研修等の情報提供・情報共有



新見市における在宅医療・介護・福祉の円滑な情報共有を進めるため、MCSをICT多職種連携共通ツールとして活用していきます。



新見市メディカルケアステーション運用方針解説

3. 利用にあたって必要な事項は以下の通りとする。
- (1) 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規定」、「本運用方針」や関係法令等を遵守する。
 - (2) 新見市地域包括支援センターにメディカルケアステーション【新規・変更・退会】申告書（別紙1）を提出し、「新見市全ユーザーグループ」に参加する。



↓ ガイドラインや利用申告書等はこちら

(1) について
情報漏洩がおきないように、厚労省ガイドライン等やMCS運用管理規定等を確認の上、利用をお願いします。



(2) について
「新見市全ユーザーグループ」に招待しますので、【新規・変更・退会】申告書の提出をお願いします。

※すでにMCSを利用されている方も利用申告書を元に「新見市全ユーザーグループ」に招待しますので提出をお願いします。



別紙Ⅰ（新規・変更・退会申告書）

<別紙Ⅰ>

メディカルケアステーション【新規・変更・退会】申告書

新見市地域包括支援センター 御中

申込日：（西暦） 年 月 日

事業所名： _____

〒 _____

事業所住所： _____

利用者数： _____ 人 担当者名 _____

TEL： _____ メールアドレス： _____

メディカルケアステーションを利用する方をご記入ください。（こちらを元に「新見市全ユーザーグル

★登録者： ープ」に招待します。）

No.	ふりがな お名前	職 種	メールアドレス
1	_____	_____	_____

2	_____	_____	_____

3	_____	_____	_____

4	_____	_____	_____

5	_____	_____	_____

利用にあたっては下記に同意することが必要です。同意いただいた場合は□✓を入れてください。

- ☐ 利用にあたっては、当事業所利用者全員が厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS 運用管理規定」、「新見市メディカルケアステーション（MCS）運用方針」や関係法令等を遵守します。

【注意事項】

- ・【登録者】欄には、MCSに登録した個別のメールアドレスをご記入ください。1人1メールアドレスで記載願います。（施設の代表や医局、部署のメールアドレス等、複数人が現在及び今後共同で使用するメールアドレスでは原則登録不可です。）
- ・記載したメールアドレスに「新見市全ユーザーグループ」への招待をお送りしますのでご参加ください。
- ・欄が不足する場合は、コピー等でご対応願います。

【提出先及び担当】

新見市地域包括支援センター

TEL：0867-72-6209

FAX：0867-72-1407

Email：k-shien@city.niimi.lg.jp

↓運用方針・様式等はこちら



新見市メディカルケアステーション運用方針解説

4. 被支援者（患者）情報をMCSで共有する場合、支援者は必ず被支援者本人（必要に応じて家族等）の「同意」を得る。同意を得る方法は以下の方法によるが、別紙2を確認の上、同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面で適切な方法で同意を得る。

- (1) 文書（別紙2）
- (2) 口頭、電話による方法など（この場合、同意を得た旨（いつ、だれが、誰に対して同意をとったか、など）を記録する）
- (3) 同意を得た者は、その旨をMCS上で支援関係者へ共有する



口頭や電話による方法でも構わないが、後々のトラブル（言った、言わない）を防ぐため、いつ、だれが、誰に対して同意を取ったか記録しておくことが望ましい。

＜本人の同意＞

Q 3-1 本人の同意を得る場合には、文書で同意を得る必要がありますか。

A 3-1 医療機関等については、本人の同意を得る方法について法令上の規定はありません。このため、文書による方法のほか、口頭、電話による方法なども認められます。同意を求める内容や緊急性などを勘案し、それぞれの場面に適切な方法で同意を得るべきと考えます。

介護関係事業者については、介護保険法に基づく指定基準により、サービス担当者会議等において利用者又は家族の個人情報を使用する場合は、利用者又は家族から文書による同意を得ておく必要があることに留意が必要です（参照：本ガイダンスp50）。

↓ 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス等はこちら



別紙2(利用同意書)

(別紙2)

「情報連携ツール メディカルケアステーション (MCS)」 利用同意書

1 目的

「情報連携ツール メディカルケアステーション (MCS (以下、MCSとする))」では、医療・介護福祉行為の情報をインターネットを介して、迅速に共有することで、医療・介護福祉行為の提供を円滑に行い、療養される方の生活を切れ目なく支えることを目的とします。

2 利用にあたっての条件

「情報連携ツール MCS」では氏名、生年月日、住所、電話番号等個人が特定される情報を取り扱うこととなり、病歴、症状、その他医療・介護に関わる事項を取り扱う事をご理解ください。また、情報共有においてはご本人・ご家族の同意を得ることを条件とします。得られた情報は、支援目的以外で利用することはありません。

3 同意と撤回の自由

同意した後も取りやめることが出来ます。また同意後に取りやめた場合でも医療や介護・福祉サービスの利用にあたり、不利益を受ける事はありません。取りやめる際には、説明者（取扱担当者）へお申し出ください。

「情報連携ツール MCS」の利用にあたり、本書に基づいて説明を行いました。

年 月 日

説 明 者（自署） 事業所等名称

（取扱担当者） 代表者氏名

説明者（役職・職名・氏名）

所在地

連絡先（TEL）

私は本書面により、「情報連携ツール MCS」利用についての説明を受け、上記2の同意をいたします。

年 月 日

利 用 者（自署） 住所

氏名

ご家族、代理人（自署） 住所

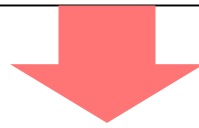
氏名

（利用者との関係： ）



新見市メディカルケアステーション運用方針解説

5. 被支援者の支援が終了し、共有すべき事項がなくなった場合、被支援者（患者）グループ管理者が速やかにグループを削除する。また、グループ参加者は退職や人事異動等によりグループに関係がなくなった場合、速やかにグループから退出する。グループ管理者はグループの管理を定期的の実施し、関係がなくなった参加者が残っている場合、退出させる。



情報保護の観点から、関係者でなくなった場合は、参加者は速やかにグループから退出してください。

また、グループ管理者も定期的に参加メンバーを確認し、関係がなくなった参加者は退出させる。

6. メールアドレスや氏名の変更があった場合や退会するときは、メディカルケアステーション【新規・変更・退会】申告書を提出する。



「新見市全ユーザーグループ」に参加した後、氏名やメールアドレスの変更があった場合、また退職等で使用しなくなる場合などは、その都度「新規・変更・退会」申告書を提出してください。



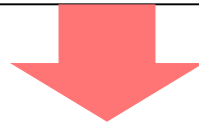
新見市メディカルケアステーション運用方針解説

7. 新見市全ユーザーグループにおいては、個別支援方針に関する情報共有は原則として行わない。



個別支援方針（患者の支援方針）についてはその他のグループ（患者グループ等）で情報共有してください。

8. MCSは、24時間365日支援関係者を拘束したり、即時対応を求めるものではない。
9. 急変時や緊急連絡には、原則として電話等で直接連絡することとし、MCSは使用しない。
10. 職種による視点の違いや役割の違いを相互に理解し、被支援者（患者）の支援を行う。



職種や立場が違えば考え方が異なってきます。職種によっては当たり前のことも、他の職種にとっては分からないことがありますので、ご注意ください。コミュニケーションをしっかりとるようお願い致します。



新見市メディカルケアステーション運用方針解説

11. 不明な点があれば厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」および「MCS運用管理規程」、「本運用方針」等を確認するとともに、必要に応じて新見市地域包括支援センター及び新見市在宅医療・介護連携支援センターまんさくの相談窓口を確認を行う。

○ 迷ったら必ず確認を！

【問い合わせ先】

○新見市地域包括支援センター

〒718-8501 新見市新見310-3

電話：0867-72-6209

○新見市在宅医療・介護連携支援センターまんさく

〒718-0003 新見市高尾2306番地の5

電話：0867-72-0309

